

# ちゅうおう

第193号 2020年



長崎県県央振興局農林部 (中央家畜保健衛生所)

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331 (代) (休日、夜間も携帯電話に転送されます)

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課 : s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課 : s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課 : s34520@pref.nagasaki.lg.jp

HP : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>



[目 次] P.2…豚熱清浄国ステータス消失

P.3…ASFの発生拡大状況(2007年~)

P.4…全ての畜種において改正飼養衛生管理基準が施行されました  
石灰帯による車両消毒徹底のお願い

P.5…令和2年度上半期病性鑑定実施状況  
家畜の盗難防止対策を実施しましょう

P.6…鳥インフルエンザのシーズン到来!  
牛、馬及び豚の雄畜を「他人」の飼養する雌畜に交配させる場合は、  
種畜検査を受験してください

# 豚熱清浄国ステータス消失 ～再び非清浄国に～

2018年9月9日、岐阜県の養豚農場において、我が国では26年ぶりとなる豚熱（CSF）の発生が確認されてから、終息しないまま2年が経過しました。これに伴い9月3日付けで我が国のCSF清浄国のOIE（国際獣疫事務局）ステータスが消失しました。ステータス消失により、非清浄国からの豚肉等の輸入解禁要請に対して優位に交渉を行う事が難しくなると共に、輸入品等を介した病原体侵入リスクが高まります。なお、CSF発生以降の輸出に関しては、我が国からの豚及びイノシシ並びにこれら由来製品について、輸出検疫証明書の交付を一時停止し、相手国の受入が確認できたものから輸出を再開しています。

## 清浄国の要件

- 過去12か月間、飼養豚でのCSFの発生がない
- 過去12か月間、飼養豚へのワクチン接種が行われていない（マーカーワクチンを除く）
- 過去12か月間、飼養豚でサーベイランスが実施されている
- 感染野生イノシシが国内にいる場合、飼養豚と野生イノシシの群が適切な措置により分離されている

9月26日に群馬県において、3月13日の沖縄県での発生以降、6か月ぶりにCSF患畜が確認されました。また、野生イノシシにおいては、未だ感染が継続・拡大しており、6月には茨城県で、9月には福島県で新たにCSF感染野生イノシシが確認されました。これを受け福島県、宮城県、山形県もワクチン接種推奨地域に指定され、ワクチン接種推奨地域は関東・中部地方を中心に27都府県になりました。

また、海外に目を向ければ、アフリカ豚熱（ASF）がアジア13か国にまで拡大しており、引き続き厳重な警戒が必要となります。

豚飼養者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準を遵守し、ウイルスの農場内への侵入防止対策を徹底するとともに、豚熱及びアフリカ豚熱の特定症状がみられた場合の早期通報の徹底をお願いします。

## CSFの防疫措置対応（概要）

令和2年9月27日 12時30分現在

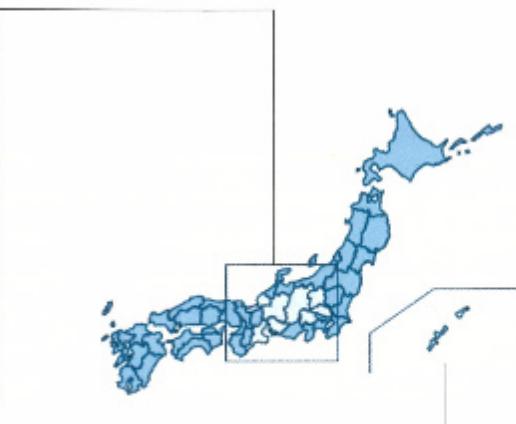
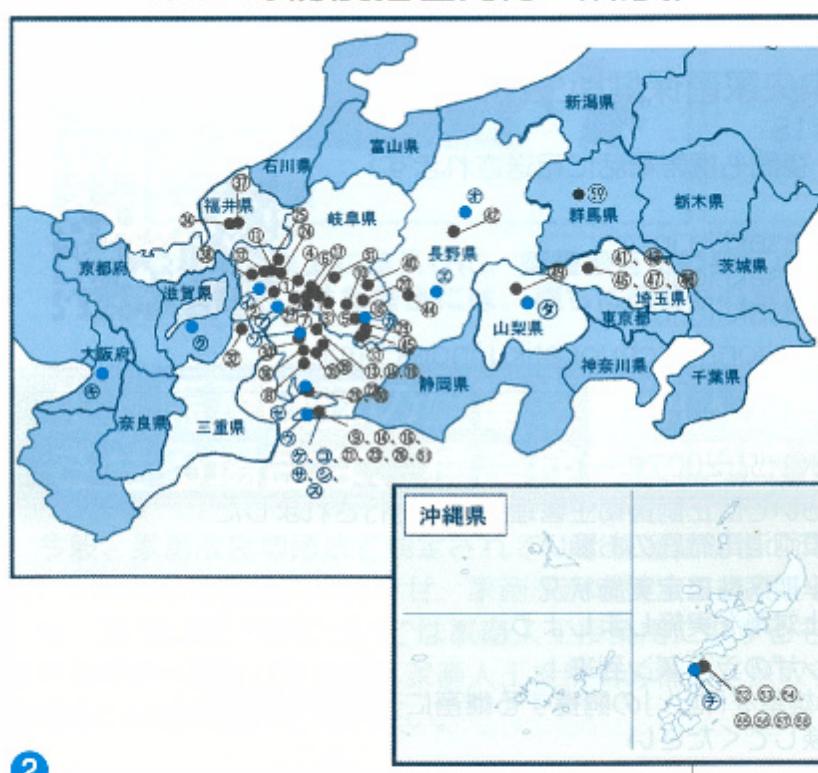
豚熱発生：9県59農場

野生イノシシ陽性確認：18都府県

ワクチン接種推奨地域：27都府県

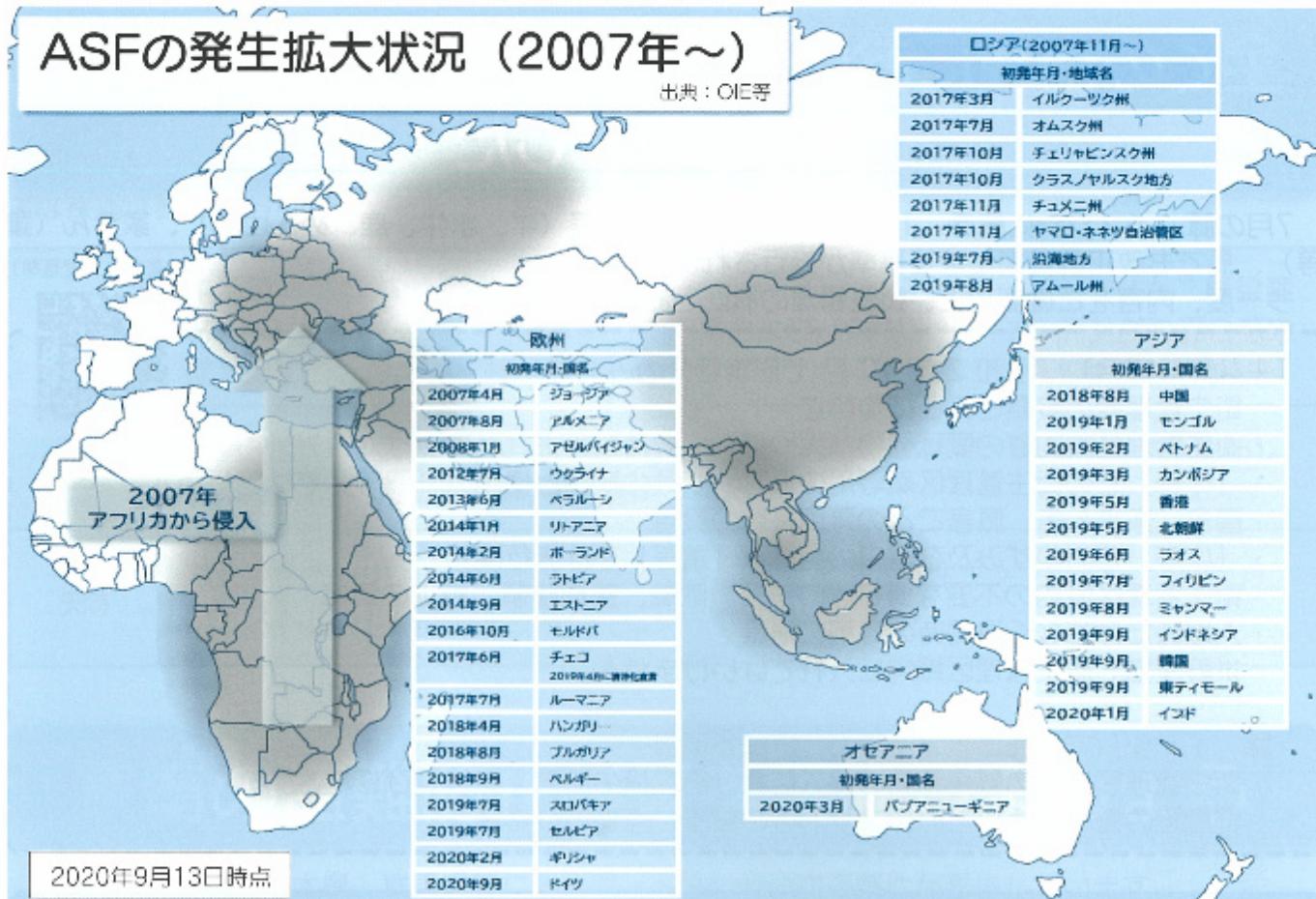
黒字：発生農場

青字：関連施設



# ASFの発生拡大状況（2007年～）

出典：OIE等



将来的な「豚熱清浄国」ステータスの再復帰に向けた取組に加え、アフリカ豚熱の国内侵入防止に万全を期すため、9月1日に農林水産省において、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」が開催され、現在の状況と今後の対応方針が示されました。

## CSF・ASFの今後の対応

### ○野生イノシシ対策

- ・CSF陽性が確認されている県に隣接する25都府県において浸潤状況調査(サーベイラ ns)を強化。
- ・25都府県に捕獲重点エリアを設定し捕獲を強化。
- ・東日本、西日本に重点的に経口ワクチンを散布する防疫帯を構築(CSFのみ)。
- ・サーベイラ ns、経口ワクチン散布を法制化。

### ○豚及び野生イノシシ対策

- ・随時、ワクチン接種推奨地域の見直しを行い、予防的ワクチン接種を指定(CSFのみ)。
- ・ASF発生農場又は野生イノシシ確認地点を中心とした半径500m～3km以内の農場の飼養豚の予防的殺処分を法制化(ASFのみ)。

### ○感染経路遮断対策

- ・野生動物侵入防止対策の義務付けやエコフィードの加熱の厳格化のため、飼養衛生管理基準を改正。
- ・農場に飼養衛生管理に係る責任者を選任。都道府県知事が家畜の所有者に対し緊急に勧告・命令が行えるよう法改正。

### ○水際対策

- ・相手国から持てこさせないよう注意喚起、多言語動画を配信。
- ・中国との間で旅客の携帯品、郵便物の検疫強化に関する協力覚書に署名。
- ・日本に入れさせないために検疫探知犬を増頭。
- ・家畜防疫官の質問、検査権限、廃棄権限を法制措置し、罰則を強化。

# 全ての畜種において改正飼養衛生管理基準が施行されました

7月の豚、イノシシに続き、10月1日付で、牛等（牛、水牛、鹿、めん山羊）、家きん（鶏等）、馬でも改正飼養衛生管理基準が施行されました。

（飼養衛生管理基準）

今一度、内容をご確認の上、衛生管理の徹底をお願いします。



【主な新設項目】 令和2年10月1日施行分のみ記載

- ・衛生管理者の設置と責任について
- ・衛生管理区域内での愛玩動物（犬や猫）の飼養禁止※（「馬」は対象外）
- ・「牛等」での衛生管理区域専用の長靴、衣類の準備と使用（「鶏等」では施行済）
- ・畜舎、家きん舎、厩舎ごとの専用長靴の設置
- ・「牛等」でのねずみ及び害虫の駆除（「鶏等」では施行済）
- ・衛生管理区域内の不要な資材等の処分、除草、整理整頓、敷地の消毒
- ・入場時だけでなく退場時の車両の消毒

※野良猫も衛生管理区域内に入れてはいけません。

豚、イノシシで令和2年11月に施行される項目

- ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止（防護柵の設置、点検及び修繕）
- ・野鳥等の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

## 石灰帯による車両消毒徹底のお願い ～病原体の侵入を防ぐために～



車両用消石灰の散布が上の写真のようにならざるを得ない状況

### 【改善点】

- ・散布範囲を拡大。
- ・散布量を増量。
- ・横幅は約3m、縦幅は大型トラックのタイヤ2周分（約5m～7m）
- ・上の写真では1m四方で1000g散布。目安は500g～1000g

○病原体は来訪者により運ばれてくる可能性があります。

○衛生管理区域内に入ってくるすべての方にご自身で消毒を指示してください。

○大事なのは病原体の感染経路を遮断する心掛けです。

消毒効果＝薬の力×人の力（徹底度、丁寧さ、頻度）

# 令和2年度上半期病性鑑定実施状況

令和2年度4～8月の検査依頼は、牛51件、豚35件、鶏41件、馬1件の合計128件でした。主な疾病は表のとおりです。

|   |   |
|---|---|
| 牛 | 牛伝染性リンパ腫を疑う(3)、牛大腸菌症(3)、ヒストフィルス・ソムニ感染症(1)、牛RSウイルス、牛ライノウイルスおよびバストレラ・マルトシダの混合感染症(マイコプラズマ・ディスパーの関与も疑う)(1)、化膿性壊死性胎盤炎(1) |
| 豚 | 大腸菌症(1)、豚鞭虫症(1)、豚サーコウイルス関連疾病(1)、豚サルモネラ症(3)、豚繁殖・呼吸障害症候群の関与を疑う流産(1)   |
| 鶏 | 鶏大腸菌症(5)、鶏壊疽性皮膚炎と鶏大腸菌症と鶏伝染性ファブリキウス囊病(1)、鶏アスペルギルス症(1)  |

## 家畜の盗難防止対策を実施しましょう

今年6月ごろから栃木県、群馬県等において、子牛や豚の窃盗事件が発生しています。

生産者の皆さんのが手塩にかけて育てた家畜が盗難にあった場合、盗難による経済的損失が生じるだけでなく、家畜疾病の農場内への侵入、蔓延による二次被害の拡大及び生産意欲の低下につながる恐れがあります。

つきましては、以下のポイントについて、取組み可能なものから実践し、盗難防止対策の実施をお願いします。

なお、万が一盗難被害が確認された場合は、速やかに警察に通報すると共に、所属する団体や関係機関へも報告してください。

### 畜産業における防犯（家畜の盗難被害防止）等のポイントについて

- ① 家畜の飼養頭羽数をこまめに確認し、盗難の被害が発生していないか確認する。
- ② 農場出入口、畜舎、飼料庫、機械倉庫等の窓や出入口は施錠を徹底する。
- ③ 農場で使用する機材等が盗難に利用されないよう、こまめに整理整頓する。
- ④ 農場、畜舎周辺にネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作る。
- ⑤ 外部の通行人から見える農場敷地内や畜舎周辺に「盗難防止警戒中」「立入禁止」「防犯カメラ作動中」等の看板やのぼり旗等を設置する。
- ⑥ 防犯カメラ、センサーライト等を設置する。
- ⑦ 不審者・不審車両を見かけた際や被害が判明した際は、速やかに警察に通報する。
- ⑧ 防疫の観点から、農場出入口や畜舎周辺等における石灰の散布等の消毒を適切に実施する。



# 鳥インフルエンザのシーズン到来!!

今年も鳥インフルエンザウイルスを運ぶ渡り鳥が大陸から飛来する季節になりました。

今年に入り中国では1月及び2月に、台湾では1月から9月にかけて、ロシアでは7月から9月にかけて家禽での高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。また、野鳥においても、8月には韓国で低病原性鳥インフルエンザウイルス、ロシアにおいては高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されており、今後さらに警戒を強める必要があります。

家禽の飼養者におかれましては、防鳥ネットの再点検や消毒の徹底をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守徹底により、発生予防に努めるとともに、死亡羽数増加のみならず鶏冠や肉垂等のチアノーゼ、産卵率の低下や元気消失といった特定症状がみられた場合の早期通報をお願いします。

## 発生予防対策の重要なポイント

家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。

今一度、点検・確認をお願いします!



- ◆これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行ってください。
- ◆異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

## 牛、馬及び豚の雄畜を「他人」の飼養する雌畜に交配させる場合は、種畜検査を受験してください

今般、家畜改良増殖法で規定されている種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬を「他人」の飼養する雌馬に交配させ、家畜改良増殖法に違反する事案が確認されました。

牛、馬及び豚（豚については家畜人工授精用に供するもの）については、雄畜を「他人」の飼養する雌畜へ種付けする又は家畜人工授精用の精液を採取する場合は、予め種畜検査を受験し種畜証明書の交付を受けてください。